

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間 新旧対照表
本文

改正後	現行
(略)	(略)
(平成8年3月31日設定) <u>(令和3年9月3日施行)</u>	(平成8年3月31日設定)

別紙1 福岡県薬局許可審査基準及び指導基準

審査基準 (改正後)	審査基準 (現行)
II 体制整備 2 - (15) (略)	II 体制整備 2 - (18) (略)

指導基準 (改正後)	指導基準 (現行)
II 体制整備 2 - (10) (略) <u>(削る)</u>	II 体制整備 2 - (10) (略) <u>2 - (11)</u> <u>一般用医薬品の特定販売を行う薬局にあっては、その開店時間の一週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜(午後10時から午前5時まで)以外の開店時間の一週間の総和が15時間以上であることを目安とすること。</u>
2 - (11) (略) 2 - (12) (略) 2 - (15) (略)	2 - (12) (略) 2 - (15) (略) 2 - (18) (略)

別紙2 福岡県店舗販売業許可審査基準及び指導基準

指導基準 (改正後)	指導基準 (現行)
II 体制整備 2 - (4) (略) <u>(削る)</u>	II 体制整備 2 - (4) (略) <u>2 - (5)</u> <u>一般用医薬品の特定販売を行う店舗にあっては、その開店時間の一週間の総和が30時間以上であり、そのうち、深夜(午後10時から午前5時まで)以外の開店時間の一週間の総和が15時間以上であることを目安とすること。</u>
2 - (5) (略) 2 - (6) (略) 2 - (7) (略)	2 - (6) (略) 2 - (9) (略) 2 - (10) (略)